

お客さま各位

関信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は、関信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、下記の対応を実施させていただきます。

本対応は、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において2026年度末までに約束手形の利用廃止および小切手の全面的な電子化が盛り込まれたことを踏まえたものです。

お客さまには、ご不便をお掛けいたしますが、今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金払戻請求書の制定

取扱い開始日	令和8年4月1日（水）
概要	当座預金からの払い戻しについて、小切手の代替手段として「当座預金払戻請求書」を制定いたします。
形態・書式	「当座預金払戻請求書」と「お客さま控え」（複写式）を1組とした1冊50枚綴りの当座勘定払戻帳
入手方法	当座預金の口座開設店にてお申込みください。
発行手数料	1冊50枚 2,200円（税込み）
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> 「当座預金払戻請求書」に必要事項（日付、口座番号、金額）をご記入のうえ、お届出の印章により記名押印いただき、当座預金の口座開設店の窓口にご提出ください。 払い戻しの際は、「当座勘定払戻帳」とともにご提出ください。
ご注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 払い戻しは口座名義人さま限りとし、「当座預金払戻請求書」の第三者への交付、譲渡はできません。 当金庫所定の本人確認書類の提示等をお願いする場合があります。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日	令和8年9月30日（水）
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年9月30日（水）をもって、当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。 入金先の口座は、当座預金の他、普通預金、定期預金等の各種預金を含みます。

3.署名鑑印刷サービスの終了

受付終了日	令和8年3月31日(火)
実施内容	令和8年3月31日(火)をもって、署名鑑印刷サービスを終了いたします。

4.当座勘定規定(一般用)の改訂

(1) 改定日 令和8年4月1日(水)

(2) 改定内容

当座預金払戻請求書の制定に伴い、当座勘定規定(一般用)を改定いたします。

なお、改定後の規定はすでにお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
<p>第8条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) (2) (省略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第8条(手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) (2) (省略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>(4) <u>前項の払戻しに当金庫所定の払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定払戻帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示がない場合には、取引を行うことができません。</u></p>
<p>第9条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) (4) (省略)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) (7) (省略)</p>	<p>第9条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) <u>当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3) (4) (省略)</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙、払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) (7) (省略)</p>
<p>第10条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる</p>	<p>第10条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手、<u>または当金庫所定の払戻請求書等の金額が</u></p>

<p>場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>第 11 条 (支払の選択)</p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p>	<p>第 11 条 (支払の選択)</p> <p>同日に数通の手形、小切手、または当金庫所定の払戻請求書等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p>
<p>第 12 条 (過振り)</p> <p>(1) 第 10 条の第 1 項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) (3) (4) (5) (省略)</p>	<p>第 12 条 (過振り)</p> <p>(1) 第 10 条の第 1 項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手、または当金庫所定の払戻請求書等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) (3) (4) (5) (省略)</p>
<p>第 13 条 (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第 13 条 (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>第 14 条 (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、<u>当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>第 14 条 (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>
<p>第 18 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) (省略)</p>	<p>第 18 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、当金庫所定の払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>当金庫所定の払戻請求書</u>または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) (省略)</p>

<p>付則 追加 追加 追加</p>	<p>付則 第1条 <u>令和7年4月1日より、当座勘定の 新規受付を停止しております。</u></p> <p>第3条 <u>令和7年4月1日より、令和9年4 月以降を期日とする手形、小切手の代 金取立の受入れを停止しております。</u></p> <p>第14条 <u>令和8年4月1日より、自己宛小切 手の発行を停止しております。</u></p>
--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以 上